

## 生徒心得

私たちは、愛知県立半田商業高等学校の生徒であることを誇りとし、学校規律を守り、自己の行動に責任をもち、個性の伸長と人格の完成を目指し、秩序ある校風の樹立に努めます。

### 1 一般規律

- (1) 伝統ある半商生としての自覚と誇りをもって、責任と義務を全うする。
- (2) 制服の持つ意義を理解し、清潔・清楚で凛とした身だしなみを心がける。
- (3) 礼節を尊び、集団生活において協力・調和の精神を保つ。
- (4) 公衆道徳を考えて行動し、公共マナーを守る。

### 2 学習規律

- (1) 始業・終業時間  
始業 午前8時45分  
終業 午後3時45分  
下校 午後4時45分  
部活動その他必要のある場合でも、午後7時00分までに下校する。
- (2) 定期考査  
ア) 定期考査の時間割りは、原則として考査実施1週間前に発表する。  
イ) 考査時に、不正行為または不正と見なされる一切の行為を禁止とする。  
ウ) 病気で欠席した場合は、医師の診断書あるいは証明書等を提出する。
- (3) 評価  
ア) 平素の学習状況、定期考査、各種テスト、課題、実習などにより総合的に行う。  
イ) 3学期の5段階評価において「評定1」の場合、単位は認定されない。

### 3 生活規律

- (1) 登下校  
ア) 朝学開始(8:35~)の5分前登校を心がける。  
イ) 登下校は、原則として正門を通行する。  
ウ) 生徒手帳は常に携帯する。  
エ) 公共交通機関に遅延が発生し、遅刻となる恐れが生じた場合は、可能な限り降車駅から「延着証明」を発行してもらい、担任もしくは生徒指導部に提出する。
- (2) 欠席・遅刻・早退等  
ア) 欠 席：きずなネットによる欠席連絡等は当日8時20分までに入力する。  
イ) 遅 刻：職員室にて入室許可の手続きをする。  
ウ) 早 退：担任または当該学年の先生に申し出、早退届を提出する。  
(帰宅した際には原則保護者より学校へ電話連絡をする。)  
エ) 欠 課：病気・怪我等で保健室にて休養する場合は、担任及び教科担任に申し出る。(休養後は、利用証明書を提示して教室へ戻る。)  
オ) 出席停止：感染症として、医師が診断を下した場合は、担任に連絡し、完治するまでは登校を控える。  
カ) 忌 引：生徒手帳の諸届欄に記入し、担任に申し出る。

【忌引日数】

父母の場合	5日
祖父母、兄弟姉妹の場合	3日
伯・叔父母（その他3親等）	1日

### (3) 校内生活

- ア) 公共物を破損・汚損した場合は速やかに担任へ申し出る。
- イ) 校内において、許可なく火気を使用してはならない。
- ウ) 昼食は昼食時に教室でとる。
- エ) 始業から終業までは外出してはならない。必要がある場合は担任へ申し出、生徒指導部の許可を得る。
- オ) 貴重品は必ず身に付けておく。または、個人ロッカーを活用して管理の徹底・盗難防止を図る。
- カ) 校内に不必要な物品（危険物、玩具等）を持ち込んではならない。
- キ) 校内において拾得物があった場合は、生徒指導室に届ける。

### (4) 校外生活

- ア) 公共交通機関を利用する場合は、公衆道徳を守り、他の乗客の迷惑にならないよう配慮する。
- イ) 夜間の外出は避けることに努める。※23時以降は深夜徘徊（特別指導対象）
- ウ) アルバイトは一定の規則の基、許可制とする。アルバイトを行う場合は保護者より担任に申し出て、必要な手続きを行い、生徒指導部の許可を得る。

## 4 服装規律

### (1) 制服

服装は学校指定の制服を正しく着用し、高校生らしい清潔・清楚で凛とした身だしなみを心がける。尚、学校指定外及び異形・変形させた制服は禁止とする。

#### ア) スラックス型

冬服：カッターシャツ、ブレザー、スラックスでネクタイを着用する。

夏服：夏用シャツ、スラックスを着用する。

合服：カッターシャツ、スラックスでネクタイを着用する。

※ベルトは黒・茶色でシンプルな形状のものとする（派手なバックルや鉤付きのものは不可）。

#### イ) スカート型

冬服：ブラウス（カッターシャツ）、ブレザー、スカートでリボンを着用する。

夏服：夏用シャツ、スカートを着用する。

合服：ブラウス（カッターシャツ）、スカートでリボンを着用する。

※ア) イ) とともに、

- ・カッターシャツ・ブラウス・夏用シャツのインナーは単色の無地とする。
- ・ベスト・セーターの着用は各自で判断する。ただし、夏用（半袖）シャツの上に着る時は必ずネクタイ・リボンを着用すること。

### (2) 靴下

白または黒、濃紺、灰色を基本とした無地柄とする。

### (3) 靴

#### ア) 革靴

色は黒・茶色とし、形状は通学にふさわしい華美でないものとする。

イ) 運動靴

色・形状は通学にふさわしい華美でないものとする。

(4) 鞆

通学にふさわしい華美でないものとする。

(5) スリッパ・体育館シューズ

学年色別による学校指定のものとする。

(6) 防寒着等

ア) 上着

色は白、黒、紺、茶、灰色系の無地柄、形状は通学にふさわしい華美でないものとする。

※必ずブレザーの上に着用すること。

イ) セーター

学校指定のセーターとする。

ウ) 手袋・マフラー類

柄や形状等は通学にふさわしい華美でないものとする。

エ) ストッキング・タイツ類

色は黒またはベージュとする。

オ) ひざかけ

柄や形状等は華美でないものとする。

(7) 頭髪・身だしなみ

生来的な状態を保ち、下記に該当する行為を避け、高校生にふさわしい、清潔・簡素・爽やかな頭髪・身だしなみを心がける。

ア) パーマ、エクステ、逆立て、編込み、染色、脱色等の加工。

イ) 整髪料（スプレー・ワックス等）やヘアアイロン等を使用しての極端な加工。

ウ) 奇抜な髪形（左右非対称カット、部分的に著しく刈り上げる、剃り込む等）。

エ) 化粧、色付き・艶出しリップクリーム、マニキュア、ペディキュア、極端な眉毛の加工。

オ) アクセサリー類の着用。

カ) 色・デザイン・型・大きさ等が華美な髪留めの使用。

ただし、特別な理由により、服装規定の遵守が困難な場合には、生徒手帳の諸届欄に異装許可の内容を記入し、担任へ申し出、生徒指導部の許可を得る。

## 5 交通安全に関する規律

(1) 道路交通法や交通マナーを遵守し、交通事故・トラブル防止に努める。

(2) 自転車について

ア) 許可を受けた者に限り、自転車による登下校を認める。

イ) 二人乗り、傘さし運転、携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの運転は禁止とする。

ウ) 夜間は必ず点灯する。

エ) 学校敷地内においては、自転車に乗車して移動してはならない。

オ) 改造自転車（ハブステップ装着等）は認めない。

カ) 所定の駐輪場を利用し、定期的に自転車点検・整備に努める。

(3) 四ない運動（免許を取らない・買わない・乗らない・乗せてもらわない）は必ず遵守する。ただ

し、学校が指定した期間で、所定の手続きが終了した者は、自動車学校への入校を許可する。

- (4) 交通事故が発生した場合は、軽いけがや外傷がなくても必ず警察・学校に届け出る。
- (5) 交通事故で被害者となった場合は、必ず相手の氏名、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等を記録する。

## 6 不審者対策に関する規律

- (1) 不要な夜間の外出はしない。
- (2) 遠回りでも明るくて人通りの多い道を選ぶ。
- (3) 服装・身だしなみを整え、隙を見せない。
- (4) ～をしながら、などの「ながら歩き」をしない。
- (5) 帰宅が遅くなる時は、家の人になるべく迎えに来てもらう。
- (6) 不審者に遭遇したら、大声を出すなどして逃げ、近くの人に助けを求め、直ちに警察、学校へ通報する。
- (7) 防犯の観点から、スカート丈は夏・冬服共に膝頭中央以下とする。

## 7 携帯電話・スマートフォンに関する規律

- (1) 携帯電話は、朝のST開始～帰りのST終了まで校内での使用を禁止する。
- (2) 朝のST開始～帰りのST終了までは、電源を切り、厳重に管理する。
- (3) 利用可能時間においては、周囲の状況やマナーを考慮し、安全確保に留意する。

## 8 禁止事項

- (1) 飲酒・喫煙行為、シンナー等の毒物・違法薬物・危険ドラッグの使用・所持等は厳禁とし、これに関係のある物品（タバコ・酒の類似品等）の所持・使用も禁止する。
- (2) いじめ【からかい、冷やかし、嫌がらせ、悪口等】、暴力は絶対にしてはならない。
- (3) 万が一、いじめを受けた・いじめを目撃した場合、被害状況（いつ・どこで・誰が・どのようにいじめたか）を保護者及び教員に速やかに報告をする。
- (4) 遊技場またはこれに類する不健全な場所へは出入りしない。
- (5) インターネット（パソコン・携帯電話・スマートフォン等）を利用する場合、以下の行為をしてはならない。
  - ア) 身元不明な者との接触する行為
  - イ) 犯罪等に関与する行為
  - ウ) 学校の名誉を損なう情報を発信する行為
  - エ) 個人が特定できる情報を発信する行為
  - オ) 著作権などを侵害する情報を使用・発信する行為
  - カ) 他人を誹謗・中傷する情報を発信する行為
  - キ) 不正確な情報を発信する行為
- (6) その他、高校生にあるまじき行為、法律・条例等に違反する行為は絶対にしてはならない。

## 校則の見直しの手続き

- 1 生徒は、校則の変更（追加、改正または廃止）について、校則検討委員会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または、校則の変更が必要と判断したときは、保護者・評議員等から意見を聴取し、運営委員会で審議した後、職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、保護者・評議員等からの意見や職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。